



「まち・ひと・しごと創生基本方針2019について」より抜粋

○地方版総合戦略の策定については、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定により、国の総合戦略を勘案し、策定するよう努めなければならないと明記されていることから、本市においても、次期総合戦略の策定に努めます。

○策定のスケジュールについては、令和元年12月に国の第2期総合戦略が策定される予定とことから、それを踏まえ、令和2年度内に第2期宜野湾市総合戦略（以下「新総合戦略」という。）を策定予定。

○新総合戦略の前提条件である人口ビジョンについては、時点修正等を実施予定。

○新総合戦略の策定方針については、仕事づくり、移住・定着、子育て、時代に合った地域づくりの施策を第四次宜野湾市総合計画から抜き出し、具体的な数値目標を設定。

○新総合戦略の策定に向けた本市総合戦略推進委員会の開催については、令和2年度で6回程度を予定。